

庁議（令和7年1月21日）結果について

- 1 開催日 令和7年1月21日（火）
- 2 場所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長
市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説明者 市民部長、健康・こども部長、まちづくり政策部長、副病院長兼事務局長、
職員課人事労務担当課長
- 5 事務局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長
企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項

（1）平塚市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由 人事院勧告等を踏まえて地域手当及び扶養手当の月額並びに住居手当、勤勉手当及び管理職員特別勤務手当の支給基準を見直すほか、所要の改正を行う。</p> <p>2 改正内容 （1）令和7年度給与制度のアップデート 本市の実情や近隣市との均衡を踏まえるとともに、人材確保を処遇面から支えるため、志望者層に魅力ある給与とし、採用市場における競争力を高め、離職を防止する。また、組織パフォーマンスの向上や管理職になることの魅力を一層高めるため、職務や職責を重視した給与体系とする。</p> <p>ア 地域手当 令和7年度から当面の間、16%を支給する。</p> <p>イ 扶養手当 配偶者に係る手当、配偶者以外の扶養親族に係る増額に関する規定を廃止し、満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に係る手当を2年間で段階的に13,000円に引上げる。</p> <p>ウ 住居手当 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員に住居手当を支給する。また、規則に規定している持家に係る住居手当を廃止する。</p> <p>エ 勤勉手当 勤勉手当基礎額から扶養手当の月額を除く。</p> <p>オ 管理職員特別勤務手当 平日深夜に係る支給対象時間を午後10時から翌日の午前5時までに拡大する。また、規則に規定している週休日等に係る手当の不支給規定、半減規定を廃止し、加算規定を「6時間を超える場合」に改める。</p> <p>カ その他 規則に規定している課長職以上の管理職手当を見直し、課長の管理職手当を「80,000円」から「90,000円」に、部長の管理職手当を「95,000円」から「110,000円」に、このほかの職についても同様の改正を行う。</p>
----	--

	<p>(2) その他</p> <p>平塚市一般職員の給与の控除に関する条例を廃止し、同条例に規定している給与の控除に関する事項を平塚市一般職員の給与に関する条例に規定する。また、公立保育園に勤務している職員の給食費を給与から控除する。</p> <p>3 施行日 令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市特別職員の給与に関する条例及び議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>民間企業の賃金上昇や令和6年の人事院勧告、本市一般職の給与改定の状況から、市長、副市長などの特別職の給料の額並びに市議会議員の報酬の額について、平塚市特別職報酬等審議会に諮問した。12月18日に同審議会から答申書が提出されたため、その内容を踏まえ改正するもの。</p> <p>2 改正内容</p> <p>審議会からの答申を尊重し、答申内容の額に改定する。 市長：1,021,000円 副市長：849,000円 教育長：744,000円 常勤監査委員：627,000円 病院事業管理者（医師）：995,000円 議長：630,000円 副議長：553,000円 議員：514,000円</p> <p>3 施行日 令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(3) 特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例及び平塚市消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正理由</p> <p>本市特別職員の給料の額の改定に伴い、特別職の職員で非常勤のものゝ報酬額について見直しをする。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 報酬額</p> <p>本市特別職員の給料の額の改定に準じて改正する。</p> <p>(2) 弁護士及び医師等における報酬額の特例</p> <p>弁護士及び医師等をその職に必要と認めて特別職の職員に任命又は委嘱したときで、任命権者が特に必要と認める場合には、その者の報酬の額は、日額20,800円を支給することができるようにする。</p> <p>3 施行日 令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市一般職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）
について

概要	<p>1 改正理由 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するとともに、国家公務員に準じて必要な規定を整備する。</p> <p>2 改正内容 (1) 育児のための所定外労働の制限の改正 子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合において、任命権者が所定労働時間を超えて勤務させてはならない職員の範囲を、「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」へと拡大する。 (2) パートタイム会計年度任用職員における病気休暇の取扱いの改正 無給休暇であるパートタイム会計年度任用職員の病気休暇を一部有給休暇とする。なお、有給休暇とする日数は、規則に10日間と規定する。</p> <p>3 施行日 令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(5) 平塚市民病院職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例(案)
について

概要	<p>1 改正理由 人事院勧告を踏まえて、扶養手当、管理職員特別勤務手当及び住居手当の支給基準を見直すとともに、特定任期付職員に勤勉手当を支給することに伴い、必要な規定を整備する。</p> <p>2 施行日 令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(6) 平塚市文化芸術振興計画（中間見直し）の策定及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>令和4年2月に策定した平塚市文化芸術振興計画について、令和6年度で7年間の計画期間のうち3年が経過することから、中間見直しを行い、平塚市文化芸術振興計画中間見直し（素案）をまとめた。 中間見直し（素案）について、パブリックコメント手続を令和6年11月1日から令和6年12月2日まで実施したが、意見の提出はなかったため、中間見直し（素案）を基に平塚市文化芸術振興計画（中間見直し）（案）を作成した。</p>
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市子ども発達支援室の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例（案）について

概要	<p>1 改正の趣旨 平塚市子ども発達支援室（以下、「発達支援室」という。）における</p>
----	--

	<p>市民サービス向上のため、児童福祉法に規定する児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援（以下、「障害児通所支援事業」という。）を行う「にこにこ園」の事業を発達支援室の事業へ移行する。それに伴い、平塚市こども発達支援室の設置及び管理等に関する条例の一部を改正するとともに、必要な規定を整備するもの。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 発達支援室が行う事業のうち、障害児通所支援事業の規定を廃止する。</p> <p>(2) 発達支援室を利用できる者のうち、児童福祉法に規定する障害児通所給付費等の支給決定に係る者の規定を廃止する。</p> <p>3 施行日</p> <p>令和7年4月1日</p>
結果	審議の結果承認された。

(8) 平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）及びパブリックコメント手続の実施結果について

概要	<p>1 改正の趣旨</p> <p>近年、所有者等により適切に維持管理されていない屋外広告物が全国各地で見受けられ、これら屋外広告物による事故が発生していたことから、安全性確保の更なる推進を図るため平塚市屋外広告物条例の一部改正をするもの。</p> <p>平塚市屋外広告物条例の一部改正（骨子案）について、パブリックコメント手続を令和6年8月16日から令和6年9月17日まで実施し、頂いた御意見と市の考えの取りまとめを行い、平塚市屋外広告物条例の一部を改正する条例（案）を作成した。</p> <p>2 改正の内容</p> <p>(1) 所有者、占有者を管理義務に明記</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物等の管理義務について、現行の表示者、設置者、管理者に追加 <p>(2) 有資格者による点検の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易な広告物を除く全ての広告物に点検義務 ・建築士（1級、2級）及び屋外広告物点検技能講習の修了者を資格要件に追加 <p>(3) 点検報告書提出の義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に設置されている掲出物件に新たに広告物を表示する場合にも点検報告書の提出義務 <p>(4) 点検項目の細分化（施行規則）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の5項目から17項目に細分化 <p>3 施行日</p> <p>令和7年7月1日</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 有資格者による点検の義務化については、施行後3年間の経過措置を設ける。</p> <p>(2) 条例の一部改正に併せ、同施行規則について、関連する規定の一部改正を行う。（施行日 令和7年7月1日）</p>
結果	審議の結果承認された。